

新しい在留管理制度の評価等及び 外国人の身分関係事項について



平成26年9月
法務省入国管理局

第5回会合(共生関係)での主な御意見(要旨)

- 今後の出入国管理政策の在り方を議論する上で、多文化共生施策についても併せて検討する必要あり。
- 外国人登録制度から新しい在留管理制度に替わり、当局が取得する情報が大幅に減少した。仮にもう一度制度改正を行い、現在取得している以上の情報を取得することにする場合、外国人及び情報を管理する当局共に負担がかかることになるだろう。取得する情報を増やすことについては慎重であるべき。
- 外国人登録制度の廃止に伴い、相続等の情報が分からなくなり、行政サービスの提供に不都合が生じていることから改善の要望が出ている。住民登録に合理的な情報を盛り込むという形で住民サービスを提供していくことが、外国人との共生社会にとって必要。
- 外国人への行政サービスは、従来主に地方自治体が担ってきたが、限界がある。国がきちんと対応しなければならない。
- 外国人は市町村を越えて活動しており、共生社会の問題を考えるに当たっては、市町村単位よりももっと広い範囲で考える必要あり。
- 今後、永住者の増加を踏まえた在留管理制度を検討する必要あり。
- 新しい在留管理制度について周知が不十分。
- 制度の対象外になる外国人にどう対応していくのが課題。

法務省と市区町村の情報連携

市区町村

①外国人住民
の住民票の記
載(作成), 削除
又は記載を修正



情報連携端末

(3)外国人住民
の住民票に反映

②市区町村から法務省に下記の事項を通知

- ・事由(転入, 転居, 転出, 出生, 失踪, 失踪宣告取消, 死亡, 国籍取得, 帰化, 国籍喪失 等)
- ・事由発生年月日
- ・身分事項等(氏名, 生年月日, 性別, 住所, 異動前の住所, 国籍・地域, 住基法第30条の45の表の上欄に掲げる区分, 在留カード等番号, 記載・消除・修正の別, 根拠条文, 届出年月日, 職権による記載等である旨, 処理年月日 等)

市 町 村 通 知
(入管法第61条の8の2)

総合行政ネットワーク
(LGWAN)

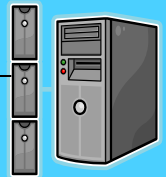
法 務 省 通 知
(住基法第30条の50)

(2)法務省から市区町村に下記の事項を通知

- ・事由(在留カード交付, 在留資格変更許可, 在留期間更新許可, 永住許可, 在留特別許可, 特別永住許可, 在留資格取得許可, 特別永住者証明書発行, 氏名・生年月日・性別, 国籍・地域の変更, 出国, 再入国許可満了, 再入国許可期限延長, 退去強制令書の発付, 在留資格の取消し, 在留期間の経過, 在留資格を有することなく60日経過 等)
- ・事由発生年月日
- ・身分事項等(氏名, 生年月日, 性別, 住所, 国籍・地域, 在留資格, 在留期間, 在留期間等満了の日, 中長期在留者・特別永住者・出生による経過滞在者等である旨, 在留カード(特別永住者証明書)番号 等)

法務省

③通知対象となる
外国人住民や
通知先となる市区町
村を把握



市町村連携用サーバ

(1)氏名・生年月日・性
別・国籍・地域の変更
届出, 在留資格の変更
許可や在留期間の更
新許可等がなされる。

在日本大韓民国民団からの要望

(「新しい外国人在留管理制度及び外国人住民基本台帳制度の一部改正を求める要望書」及び「新入管法の改正を求める要望書」概要)

- 特別永住者証明書及び在留カードの更新に関する個別通知を実施すること
- 地方入管局と地方自治体との間で、在留資格等の情報交換を確実にしたり、住民票データに更新時期入力を行ったりするなど、永続的に個別案内通知を可能とする業務形態を保障すること
- 旧字体等の名前漢字を正字に変換された外国人については、その内容を証明する公印付文書を発行すること、若しくは、日本人と同様に戸籍記載事項を優先事項として、「戸籍文字」としての変更を認めるなどの対策を講じること
- 特別永住者証明書の交付までの期間を、在留カードと同等程度に短縮すること
- 特別永住者証明書の提示義務及び在留カードの常時携帯義務に関して、永住者に対しては弾力的に運用すること
- 永住者に対しては、制度違反に対して科される行政罰と刑事罰との二重罰則を見直すこと
- 地方自治体と外国人登録原票データを共有し、その写しを自治体の権限で交付できる制度を作ること
- 閉鎖した外国人登録原票の訂正を可能とすること
- みなし再入国について、出国の際の意思確認を必ず行うことを徹底すること、また、再入国カードを、通常の再入国とみなし再入国とで別の書式にするなど分かりやすく運用すること

外国人集住都市会議からの提言

（「在留管理制度及び外国人住民に係る住民基本台帳制度の改正等に関する提言」概要）

【提言1】制度改正によって生じた課題への対応

- 外国人登録制度において行われていた親族関係や住所履歴など外国人住民が生活上必要とする情報を自治体窓口で公証できる仕組みを検討すること。

【提言2】制度改正及び手続等の外国人住民の周知について

- 制度改正の周知を図るとともに、永住者、特別永住者についての在留カードや特別永住者証明書への切替え制度の周知について、国が主導し、統一的にすすめること。

【提言3】住民基本台帳制度対象外となる外国人住民への行政サービスについて

- 住民基本台帳制度対象外となる外国人住民への行政サービスが後退することのないよう、自治体及び関係機関への周知を徹底すること。

【提言4】包括的な課題の解決

- 人口減少社会を迎え、我が国のあるべき将来像についての議論を深め、外国人の受入れについての方針を明示すること。
- 多文化共生政策と出入国管理政策が連動した包括的な問題解決のための政策を進めること。

(参考) 我が国の身分関係に係る登録・公証制度

■日本人との間に身分関係がある場合

証明される事項	証明する文書の名称	発行機関	保存期間	留意事項
家族関係	戸籍謄本, 除籍謄本	本籍地の市区町村	・戸籍に保存期間なし ・除籍簿は150年	戸籍の筆頭者は日本人
	婚姻(離婚)届受理証明書, 出生(死亡)届受理証明書	届出先市区町村		
	婚姻(離婚)届書の記載事項証明書, 出生(死亡)届書の記載事項証明書	届出先市区町村又は本籍地の法務局		
婚姻(離婚)事実	婚姻(離婚)届受理証明書	届出先市区町村		
	婚姻(離婚)届書の記載事項証明書	届出先市区町村又は本籍地の法務局		
出生(死亡)事実	出生(死亡)届受理証明書	届出先市区町村		
	出生(死亡)届書の記載事項証明書	届出先市区町村又は本籍地の法務局		

■日本人との間に身分関係がない場合

証明される事項	証明する文書の名称	発行機関	保存期間	留意事項
家族関係	な し			
婚姻(離婚)事実	婚姻(離婚)届受理証明書, 婚姻(離婚)届書の記載事項証明書	届出先市区町村	50年	届出先は, 届出人の所在地の市区町村
出生(死亡)事実	出生(死亡)届受理証明書, 出生(死亡)届書の記載事項証明書		10年	